

「対応の方針」（素案）に係る練馬区の要望事項への回答

全体事項

（1）地元区民等と連携した対応について

今後、地域の状況に即した課題の具体的な対策を検討していくにあたり、練馬区と協力し、より一層、地域のみなさまへわかりやすく丁寧に説明を行うとともに、信頼関係の構築に向けて努めます。

（2）外環のまちづくりへの貢献について

今後、東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）（以下、「外環」という。）の整備にあたり、環境施設帯などの設計を行う際には、まちづくりの観点から地域と調和するよう配慮するなど、練馬区とともに、外環整備に伴うまちづくりに貢献できるよう検討していきます。

青梅街道インターチェンジ周辺につきましては、外環整備に伴う地域の将来像を共有し、地域の課題の解決を図るためにも今後とも引き続き、地域でのP.I.の取り組みなどにより、地域のみなさまとの話し合いを、より一層丁寧に行っていくとともに、「対応の方針」に基づき、外環整備に伴う環境の保全や地域の発展などに関する議論に向け、練馬区とも連携しながら取り組みます。

（1）生活環境について

①地域コミュニティの分断に係る対策について

大泉ジャンクションや青梅街道インターチェンジの事業実施に伴い、現況のコミュニティに影響が生じる箇所については、環境施設帯などを活用した分断道路の機能を補完する道路を確保します。

なお、分断道路の機能を補完する道路の整備にあたっては、行き止まり道路の状況、周辺の生活道路の状況を把握した上で、地域のみなさまの意見を聴きながら、練馬区とともに検討し、それまでの利便性の低下が生じないよう機能確保に努めます。

②ジャンクション・インターチェンジ周辺地域への対策について

事業実施段階においては、供用直前の大泉ジャンクション及び接続する一般道路を含むインターチェンジ並びに、既設の東京外環自動車道との接合部周辺、換気所周辺の大気質の環境基準達成状況や短期的濃度について十分把握するとともに、周辺の建物や地形の状況も考慮して窒素酸化物及び浮遊粒子状物質（SPM）の削減技術の開発動向等を踏まえ、最新技術の適用について検討し、関係機関と連携して適切な措置を講じます。

外環の既存区間における大気質、騒音の監視体制などについては、供用後の交通状況を踏まえ、必要に応じて関係機関と調整します。

③換気所からの排気等について

換気施設の詳細は、設計の段階で技術的な検討を実施します。また、窒素酸化物等の除去装置の換気所への適用にあたっては、既に一部で稼働している低濃度脱硝装置の性能を把握し、環境負荷の低減効果を確認し、検討します。

④環境の監視体制について

外環の既存区間における大気質、騒音の監視体制などについては、供用後の交通状況を踏まえ、必要に応じて関係機関と調整します。

PM2.5の環境基準の設定については、環境省の「中央環境審議会」に設置された「微小粒子状物質環境基準専門委員会」及び「微小粒子状物質測定手法専門委員会」において検討が進められています。

また、東京都においても「大気中微小粒子状物質検討会」にて、PM2.5の実態調査や対策について検討を進めております。

今後、環境省や東京都における検討状況を踏まえ、適切に対応します。

(2) 自然環境について

①八の釜の湧水や憩いの森について

八の釜の湧き水の環境保全措置については、武藏野礫層からの取水が可能であり、環境施設帯等十分なスペースの確保が可能のこと等から、水源の確保による水辺環境の整備並びに動物・植物の生息・生育環境の整備が実施可能と考えており、地下水や地質の状況などの詳細な調査を実施しながら、検討を進めてまいります。

八の釜憩いの森の環境保全措置については、練馬区や専門家の意見に加え、地域のみなさまの意見を聴きながら検討を行うとともに、「練馬区みどりの基本計画」をはじめとした緑に関する練馬区の計画等を踏まえ、地域の自然環境との調和を十分考慮した検討を行います。また、環境保全措置の実施にあたっては練馬区など関係機関と協議の上、地域の特長や現在の自然環境を十分考慮しながら進めます。

②失われたみどりの回復について

八の釜憩いの森やびくに公園など大泉ジャンクション周辺における緑の量の回復にあたっては、「練馬区みどりの基本計画」をはじめとした緑に関する練馬区の計画等を踏まえ、近隣の緑地など周辺空間を含めた地域の特長なども考慮した上で、道路の存在によって失われる緑の量と同程度以上の緑の回復を図るとともに、ジャンクションなどを活用した緑化手法等についても検討し、豊かなみどりの創出に努めます。

③地下水への影響について

地下水への影響については、環境保全措置の効果を検証するため、事後調査を行います。調査にあたっては、監視体制を整え、工事の施工中及び完了後の地下水位の状況を把握するとともに、調査の結果については、公表時期・方法について関係機関と連携を図り、適宜公表します。

④地盤沈下とその影響に係る対策について

地盤沈下については、環境影響評価法に基づき、事業特性や地域特性を勘案のうえ、予測及び評価を適切に実施しています。その結果、浅層地下水の流れを遮断することに対する対策として、地下水流动保全工法を採用することから、地下水の水位は保全されるとともに、地盤沈下はほとんど生じないと考えています。

なお、開削工事にあたっては、工事の実施に際して、地下水位の観測及び地盤沈下測定を行い、適切な施工管理に努めます。

現段階で予測し得なかった環境上の著しい影響が生じた場合には、迅速な情報提供を行うとともに、環境に及ぼす影響について調査し、練馬区など関係機関と調整し、適切な対策を検討、実施します。

(3) 交通対策について

- ①ジャンクション・インターチェンジ周辺の交通対策について
- ②周辺道路における対策について

国土交通省は、ジャンクション・インターチェンジ周辺の生活道路に進入する通過交通に対する、ハンプや標識の設置などの対策については、事業の進捗に合わせ、地域のみなさまの意見を聴きながら練馬区等関係機関と協力のもと検討を進め、適切な役割分担のもと進めていきます。

また、大泉街道など外環と関連する道路との交差点処理の検討についても、適切な役割分担のもと進めていきます。

「区部における都市計画道路の整備方針」において、都市計画道路を計画的かつ効率的に整備するため、東京都及び特別区により概ね10年間で優先的に整備すべき路線に位置づけられている補助135, 229, 230, 233号線や放射7号線など、整備予定である都市計画道路については、早期整備に向けた補助制度の活用など必要な支援について協力していきます。

東京都は、区部における事業化計画の優先整備路線に位置づけられている補助229, 230, 233号線について、関係部署において調整の上、整備に向け取組んでいきます。

大泉街道については、外環事業の進捗を勘案しながら、その整備について検討し、必要に応じて関係部署と調整します。

③高速10号練馬線について

10号線（高速練馬線）は、関越道と首都高とを接続する路線であり、関越道と都心とのアクセス性向上に資するもので、地域高規格道路の候補路線として指定されています。

整備については、外環、圏央道等の事業の進捗状況や社会経済状況等を見極めながら、必要性や整備手法、採算性等について、関係機関とともに調整・検討を進めます。

④関越自動車道との分岐部の交通対策について

大泉ジャンクションの構造については、安全で円滑な交通を確保するための道路の構造基準（道路構造令）を満足する設計としています。また、関越自動車道から外環東名方向への分岐部については、関係機関と調整の上、わかりやすい案内標示の実施などの安全対策について検討します。

(4) 安全・安心対策について

①構造の安全性の確保及び非常時における安全対策について

交通事故や火災等の緊急時の対応、構造物の耐震性に関する安全性については、最新の設計基準やトンネルの消火施設や避難通路等の設置について定めた「道路トンネル非常用施設設置基準」など関係する基準を遵守するとともに、火災時における換気施設においての対応など、起こりうる様々な状況を想定し、十分検討した上で詳細な設計を進めます。

②外環本線を走行する車両への安全対策について

外環本線を車両が安全に走行できるよう、最新の設計基準など関係する基準を遵守し、トンネル内の照度やわかりやすい案内標示の実施などについて検討します。

③通学上の児童、生徒の安全確保について

工事の実施にあたっては、作業員等の指導・教育の徹底を図るとともに、工事区域を明確化し、通学路等を含めた道路の交通安全対策としてガードフェンス、バリケード等で囲い、工事用車両出入口付近には誘導員を配置するなど、交通安全や円滑な交通の確保に努めます。

なお、関係する小中学校などの通学路における児童、生徒の安全確保については、練馬区など関係機関と協議しながら検討します。

④工事による影響について

工事用車両が一般道を利用する場合には、工事用車両の通行に伴う安全性を十分考慮した上で、台数、運行ルート、運行時間等について地域のみなさまへ説明するとともに、意見を聴きながら周辺地域への影響が小さくなるよう努めます。

(5) まちづくりについて

①周辺地域のまちづくりについて

②ジャンクション・インターチェンジの周辺整備について

ジャンクション周辺地域などにおいて、健全な市街地の整備を図り、公共の福祉の増進を図るために、外環の整備に合わせてまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。まちづくりを進めるにあたっては、地域のみなさまの意見を聴きながら、地域の歴史・文化を象

徴する施設や資源の保全及び活用を図れるよう、練馬区や関係機関と連携します。

③地上部施設について

大泉ジャンクション周辺の構造物等の設計においては、現在、練馬区が策定中の「景観計画」等を踏まえるとともに、練馬区と調整し、まちづくりの観点を含め地域と調和するよう配慮します。

なお、構造物のデザインについては、設計段階で、地域のみなさまの意見を聴きながら検討します。

④上石神井駅周辺のまちづくりについて

国土交通省は、上石神井駅周辺のまちづくりや関連施設の整備にあたり、練馬区が策定した「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」を踏まえ、練馬区や関係機関と連携し、必要な協力をています。

東京都は、上石神井駅周辺のまちづくり推進について、練馬区の意向や「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」を踏まえながら、上石神井駅付近の南北方向の都市計画道路である外環ノ2や、西武新宿線の立体交差化の検討など、必要な検討を行います。

(6) 土地所有者等の権利者への対応について

①土地所有者等の権利者の方への説明と対応について

外環の事業着手までの期間においても、生活再建への不安や相談に対してオープンハウスなどを通じて丁寧に対応します。

②残地への対応について

用地取得に際して、土地の一部が事業計画線にかかる場合は、事業に必要な部分を分筆して土地を取得していくことが基本となります。したがって、損失補償基準に基づき、残った土地（残地）に関して、価格の低下、利用価値の減少等の損失が生じるときは、これらの損失額を補償します。ただし、残地が著しい利用価値の減少、従来利用していた目的に供することが著しく困難な場合かつ当該残地を取得しないことが生活再建上支障となると認められる場合については、権利者の意向を十分聴き、個別に判断します。

③事業実施における関係住民への生活再建について

事業説明会以降、土地所有者、建物所有者及び関係権利者の方々を対象に用地説明会等を開催し、用地補償に関する進め方、補償の内容等について説明後、各家庭を訪問するなど個別に補償内容の説明を実施します。外環計画に伴い移転を余儀なくされる方々には、少しでも早く生活再建が図られるよう適切な補償を行うとともに生活再建に関する相談や代替地の斡旋、情報提供など十分な支援を行うよう誠意をもって努めます。

(7) その他

①情報提供について

②今後の国・都の責任について

③対応窓口の設置について

今後、国と都は練馬区と協力し、町会など地域関係者のみなさまと連携をとるとともに、地域の状況に即した課題の具体的な対策を検討していくにあたり、より一層、地域のみなさまへわかりやすく丁寧な説明を実施します。また、換気所など類似事業の事例の見学を行うなど、情報が十分伝わるよう努めます。

住民対応窓口については、引き続き、東京外かく環状道路調査事務所にて丁寧な対応を行うことを基本とします。事業実施段階においては、対応窓口としての役割が適切に行われるよう、関係機関と調整します。

④事業化に係るスケジュールについて

地域のみなさまに検討状況や事業のスケジュールなどの具体的な情報をわかりやすく、できる限り速やかにお知らせします。

⑤工事期間の短縮、工費の効果的な執行について

工事の実施にあたっては、関係機関と協議を行い、周辺地域への環境影響を極力抑えた工事計画とするとともに、工事の安全を確保した上で、工事期間の短縮についても検討します。また、地域のみなさまに対しては、工事の内容、方法、期間などについて周知を徹底します。

今後、新技術の適用や効率的な施工について検討するとともに、大規模工事のメリットを反映できるよう事業化前、設計、工事などの各段階でコスト改善に向けて努力をしていきます。

⑥生活再建救済制度について

生活再建救済制度は長年の都市計画制限（昭和41年～）のため生活に支障を生じている権利者に対する救済措置を目的として、練馬区土地開発公社による用地の先行取得を実施してきたものです。今後も、生活再建への不安や相談に対して丁寧に対応します。

⑦外環ノ2について

都は、地上部街路について、平成20年3月に「外環の地上部の街路について（検討の進め方）」を公表し、検討の視点と検討のプロセスを明らかにしました。

これに基づき、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針をとりまとめていく考えです。

検討にあたっては、外環本線について話し合う場とは別に、地上部街路に関する話し合いの場を新たに設け、地元のみなさまとの話し合いを行ってまいります。また、これまで地域課題検討会で頂いたご意見は今後の地上部街路の検討に活かしてまいります。

都は、沿線の各区市の意向を踏まえながら、話し合いの枠組みや、必要性やあり方を検討するためのデータ作成等、地上部街路に関する話し合いについての準備を進め、早期に地元のみなさまとの話し合いが実現できるよう努めてまいります。

外環本線の大深度地下以浅と外環ノ2の都市計画が重複する区間については、都による用地の先行取得を含めた対応について、国土交通省など関係機関と調整を図りながら検討します。

⑧環境影響評価準備書に対する区長意見について

⑨今後の各段階における要望について

練馬区より要望のありました事項に関しては、引き続き積極的な関連情報の提供に努めるとともに、今後の各段階における練馬区からの意見・要望について真摯に対応します。

⑩課題の検討方法について

地域課題検討会をはじめ、地域のみなさまから頂いたご意見を踏まえ、「対応の方針」をとりまとめてまいります。今後は、詳細な検討の各段階で、引き続きP-Iの手法を取り入れ、地域のみなさまの意見を聴きな

がら、具体的な検討を実施します。

八の釜憩いの森の環境保全措置の検討については、地域のみなさまの意見を聴く場を設けるとともに、必要に応じて有識者などの意見を踏まえながら詳細な検討を実施していきます。なお、具体的な P I の進め方などについては練馬区の意見を聴きながら検討します。

⑪適正な措置が講じられているかについて

都市計画の変更時において練馬区から意見のありました項目については、今後の各段階において、達成状況などについて検証するため練馬区と連携し対応します。